新潟県報道資料

新潟県
令和元年９月１９日
総務管理部　財　政　課

地方公共団体財政健全化法に係る健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、平成30年度の各会計の決算に基づいて算定した、健全化判断比率・資金不足比率は、同法に基づく監査委員の審査が終了し、別紙のとおり比率が確定しました。
※県ホームページ等でも公表します。

■算定結果の概要

（１）早期健全化・財政再生に関する指標について

・平成30年度決算における健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)は、いずれも各々定められた「早期健全化基準」及び「財政再生基準」に該当しませんでした。
・一方、令和４年度には実質公債費比率が18%以上となり、起債許可団体となることが見込まれるため、新潟県行財政改革行動計画を着実に実行し、公債費負担の抑制に取り組んでいきます。

（２）公営企業の経営健全化に関する指標について

・平成30年度決算における各公営企業会計の資金不足比率は、いずれも定められた「経営健全化基準」に該当しませんでしたが、病院事業会計において、新たに資金不足比率が算定されました。
・病院事業会計においては、令和４年度には資金不足比率が10%以上となり起債許可対象事業となることが見込まれるため、徹底した経営改善に取り組むとともに、県立病院の役割・あり方や機能・規模を整理し、患者数等に見合った経営となるよう経営改革に取り組んでいきます。

本件についてのお問い合わせ先
財政課資金・決算　〔担当〕大谷、若杉
（直通）025-280-5038　（内線）2185

平成３０年度　健全化判断比率等について

１　早期健全化・財政再生に関する指標について

実質赤字比率	―	早期健全化基準	3.75%	財政再生基準	5.00%

○一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

・一般会計等の実質収支は、財源対策的基金を取崩した上で黒字となっています。

連結実質赤字比率	―	早期健全化基準	8.75%	財政再生基準	15.00%

○全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

・工業用地造成事業会計に加えて今年度から病院事業会計でも資金不足額が発生したものの、電気事業会計等の資金剰余額で黒字となっています。

実質公債費比率	15.9%	早期健全化基準	25.0%	財政再生基準	35.0%

○公債費や実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する比率(3ヶ年平均)

・公債費に対する地方交付税措置率の見直しの影響や、交付税措置のない資金手当債を最大限発行してきたことなどから、交付税措置額を除いた公債費の実負担額は、今後、増加していくことが見込まれています。
・このため、令和4年度には実質公債費比率が18％以上となり起債許可団体となり、その後も逓増することが見込まれます。
・H28年度比率（H26～H28）：14.6%　　H29年度比率（H27～H29）：14.9%

将来負担比率	321.4%	早期健全化基準	400.0%	財政再生基準	―

○一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

・公債費に対する地方交付税措置率の見直しの影響などにより、県債残高のうち交付税で措置される額が相対的に減少していくことが見込まれるため、今後も増加傾向にあります。
・H28年度比率：298.1％　　H29年度比率：315.0％

２　公営企業の経営健全化に関する指標について

○公営企業に係る資金不足比率･･･公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

区　分	流域下水道事業	港湾整備事業	電気事業	工業用水道事業	工業用地造成事業	東港用地造成事業	病院事業	基幹病院事業
資金不足比率	―	―	―	―	9.2%	―	2.8%	―

※「経営健全化基準」･･･ 20%

・工業用地造成事業会計及び病院事業会計にて資金不足が発生したものの、基準以下であり、その他の公営企業会計については資金不足は生じていません。